

令和5年10月3日

1. 出席議員

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 議長 | 吉川里己 | 副議長 | 松尾初秋 |
| 1番 | 古賀珠理 | 2番 | 山崎健 |
| 3番 | 毛利清彦 | 4番 | 中山稔 |
| 5番 | 江口康成 | 6番 | 吉原新司 |
| 7番 | 朝長勇 | 8番 | 豊村貴司 |
| 9番 | 上田雄一 | 10番 | 古川盛義 |
| 11番 | 山口幸二 | 12番 | 池田大生 |
| 13番 | 石橋敏伸 | 15番 | 末藤正幸 |
| 17番 | 山口昌宏 | 18番 | 牟田勝浩 |
| 19番 | 杉原豊喜 | 20番 | 江原一雄 |

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 川久保和幸 |
| 次長 | 奥幹久 |
| 議事係長 | 草場章徳 |
| 議事係員 | 木寺裕一朗 |
| 総務係員 | 笠原良子 |

4. 地方自治法第121条により出席した者

| | | | | |
|---|-------|----|---|-----|
| 市 | 長 | 小 | 松 | 政 |
| 副 | 市長 | 北 | 川 | 政次 |
| 教 | 育長 | 松 | 尾 | 文雄 |
| 総 | 務部長 | 秋 | 月 | 義則 |
| 総 | 務部長 | 黒 | 尾 | 聖洋 |
| 企 | 画部長 | 庭 | 木 | 淳 |
| 企 | 画部長 | 山 | 北 | 太 |
| 営 | 業部長 | 山 | 崎 | 正和 |
| 営 | 業部長 | 佐々 | 木 | 征夫 |
| 福 | 祉部長 | 諸 | 岡 | 利幸 |
| 福 | 祉部長 | 後 | 藤 | 英明 |
| こ | ども部長 | 古 | 賀 | 龍一郎 |
| こ | ども部長 | 諸 | 岡 | 智恵 |
| ま | ち部長 | 野 | 口 | 和信 |
| 環 | 境部長 | 弦 | 卷 | 一寿 |
| 総 | 務課長 | 江 | 上 | 新治 |
| 企 | 画課長 | 小 | 柳 | 真一 |
| 財 | 政課長 | 藤 | 井 | 喜友 |
| 会 | 計者 | 谷 | 口 | 勝 |
| 選 | 挙事務局長 | 山 | 田 | 英昭 |
| 農 | 業事務局長 | 田 | 栗 | 和彦 |

議 事 日 程 第 7 号

10月3日（火）10時開議

- 日程第1 第54号議案 武雄市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第2 第55号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第3 第62号議案 佐賀県市町総合事務組合規約の変更について
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第4 請願第2号 遊水地構想を進めるための請願
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第5 請願第3号 在来線駅トイレの再設置を求める請願
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第6 第56号議案 武雄市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例
(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第7 第57号議案 武雄市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第8 第58号議案 武雄市印鑑条例の一部を改正する条例
(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第9 第59号議案 武雄市手数料条例の一部を改正する条例
(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 第64号議案 令和5年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算
(第1回)
(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 第65号議案 令和5年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1回)
(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第12 第60号議案 武雄市下水道条例及び武雄市農業集落排水処理施設条例
の一部を改正する条例
(産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第13 第61号議案 令和4年度武雄市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分
について
(産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第14 第66号議案 令和5年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第1回)
(産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第15 第67号議案 令和5年度武雄市下水道事業会計補正予算(第1回)
(産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第16 第63号議案 令和5年度武雄市一般会計補正予算(第6回)
(所管常任委員長報告・質疑・討論・採決)

| | | |
|-------|--------------------------|---|
| 日程第17 | 第68号議案 | 令和4年度武雄市一般会計決算認定について (決算審査特別委員長報告・質疑省略・討論・採決) |
| 日程第18 | 第69号議案 | 令和4年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について (決算審査特別委員長報告・質疑省略・討論・採決) |
| 日程第19 | 第70号議案 | 令和4年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について (決算審査特別委員長報告・質疑省略・討論・採決) |
| 日程第20 | 第71号議案 | 令和4年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について (決算審査特別委員長報告・質疑省略・討論・採決) |
| 日程第21 | 第72号議案 | 令和4年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について (決算審査特別委員長報告・質疑省略・討論・採決) |
| 日程第22 | 第73号議案 | 令和4年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定について (決算審査特別委員長報告・質疑省略・討論・採決) |
| 日程第23 | 第74号議案 | 令和4年度武雄市国道34号用地先行取得事業特別会計決算認定について (決算審査特別委員長報告・質疑省略・討論・採決) |
| 日程第24 | 第75号議案 | 令和4年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告・質疑省略・討論・採決) |
| 日程第25 | 第76号議案 | 令和4年度武雄市下水道事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告・質疑省略・討論・採決) |
| 日程第26 | 諮問第2号 | 人権擁護委員候補者の推薦について (質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決) |
| 日程第27 | 議提第2号 | 武雄市議会基本条例 (質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決) |
| 日程第28 | 閉会中継続調査申出について (各委員会調査事件) | (議決) |

開 議 10時

○議長 (吉川里己君)

皆さんおはようございます。休会前に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました諮問第2号及び議員から提出されました議提第2号を追加上程いたします。

それでは、総務、福祉文教、産業建設の各常任委員会及び決算審査特別委員会へ付託しておりました議案について審査終了の報告が各委員長から提出されておりますので、日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めてまいります。

日程第1～第5 第54号議案～請願第3号

日程第1. 第54号議案 武雄市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から日程第5. 請願第3号 在来線駅トイレの再設置を求める請願までを一括議題といたします。

以上の5議案は総務常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、総務常任委員長の報告を求めます。

初めに、第54号議案に対する報告を求めます。12番池田総務常任委員長

○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第54号議案 武雄市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、手当の名称、引用条文などを改めるもので、第2条、第17条の2で手当の名称を改め、第17条の2では、法の引用条文について整理を行うものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第55号議案に対する報告を求めます。池田総務常任委員長

○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第55号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことにより、市税条例について改正が必要となったもので、大きく3つの改正として森林環境税の導入に伴う賦課徴収等、規定の整備、給与所得者の扶養親族等申請者の記載事項の簡素化、軽自動車税に関して、不正により生じた納付不足額に係る納税義務について当該不正を行った自動車メーカー等に負わせる特例規定について、税制上の再発抑止策を強化するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第62号議案に対する報告を求めます。池田総務常任委員長

○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第62号議案 佐賀県市町総合事務組合規約の変更について、

審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであり、佐賀県東部環境施設組合が退職手当の支給に関する事務の共同処理に参加することに伴い、佐賀県市町総合事務組合規約を変更するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、請願第2号に対する報告を求めます。池田総務常任委員長

○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕

本委員会に付託されました請願第2号 遊水地構想を進めるための請願について、審査の経過と結果を申し上げます。

本請願は、洪水被害解消のために六角川への直接排水のみを考えるのではなく、有明海に排水処理できない余水を一時的にためおく遊水地の建設を求めるものとなっております。

遊水地構想の実現のため、武雄市議会において、市長や執行部に働きかけを求めるものとなっております。

審査の結果、本請願は全会一致で原案のとおり採択すべきものと決しました。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

20 番江原議員

○20 番（江原一雄君）〔登壇〕

1 点は、「例えば」と請願書にありますが、「橋下地区の田畑は 200 町歩あり、六角川堤防の高さは 4 メートル以上あります。もし、ここを遊水地にする事が出来れば、武雄市から床上浸水を無くすことが出来ます」という文言がありますが、委員会の中で、例えばという例として橋下地区がありますが、どのような議論がされたのか、まずお尋ねします。

○議長（吉川里己君）

池田総務常任委員長

○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕

委員会の中で、この特定の場所における議論はいたしておりません。

請願の文にあるとおり、「例えば」という言葉が使われておりますが。

以上です。

○議長（吉川里己君）

20 番江原議員

○20番（江原一雄君）〔登壇〕

もう一点ですけれども、ここの例えばという例を示されておりますが、私は、武雄の第一の市政の課題として、最優先課題として、治水対策はもう全ての機関、執行部、議会も含めて、全ての市民の力をもって推進しているという立場に、いささかも変わりはありませんけれども、危惧するのは、この橋下地区に対してこういう形で、200町歩。

現在、県内で牛津川に造られている遊水地は田畑だけなんですよね。新たに想定されている遊水地構想も、国の構想は田畑だけなんですよね。

ところが、こういう形で橋下地区には、8月末現在、277世帯同居、散在されているわけですよ。

私は、この請願に真っ向から反対というわけではありませんけれども、こういう例えばの例を出されている以上、非常に危惧すると。実際、橋下地区は上流であり、下流は白石地区、須古地区、そして、ひいてはそれが有明海につながっている地域であります。

ですので、委員会では特定して論議はしていないということでありましたけれども、私としては、この請願には、そうした立場で賛同できないという感じがいたします。

そういう意味では、委員会で特定について論議しなかったという意味では、ちょっと論議してほしかったなというふうに思うんですが、委員長の見解をお願いします。（発言する者あり）いや、委員会として、してなかったのか。

○議長（吉川里己君）

池田総務常任委員長

○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕

個人的な見解としては申し述べませんが、委員会の中で、特段の地区を限定した議論はいたしておりません。

請願の文章にあるとおり、例えばということで、これはこの遊水地の構想を早く進めていただくために、請願者の思いである内水の早期解消に向けて、執行部に対して具現化、具体化を早期に望まれる請願だと理解をいたしております。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、請願第3号に対する報告を求めます。池田総務常任委員長

○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕

本委員会に付託されました請願第3号 在来線駅トイレの再設置を求める請願について、審査の経過と結果を申し上げます。

本請願は、在来線駅トイレの閉鎖に伴い、トイレの再設置を求めるものとなっております、快

適な駅利用が可能な利便性の向上、利用者が安心できる環境、拠点としての魅力向上、在来線駅の環境整備の一環として閉鎖された北方駅・高橋駅トイレの再設置に向けて J R 九州との協議を進めることを武雄市へ申し入れるものとなっております。

審査の結果、本請願は全会一致で原案のとおり採択すべきものと決しました。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとに行います。

まず、第 54 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 54 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 54 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 55 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 55 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 55 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 62 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 62 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 62 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

〔20番 退席〕

これより請願第2号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

〔20番 着席〕

次に、請願第3号に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより請願第3号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択であります。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、請願第3号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

日程第6～第11 第56号議案～第65号議案

日程第6. 第56号議案 武雄市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例から日程第11. 第65号議案 令和5年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)までを一括議題といたします。

以上の6議案は福祉文教常任委員会に付託しておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

初めに、第56号議案に対する報告を求めます。朝長福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長(朝長 勇君)〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第56号議案 武雄市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の改正は、困窮家庭の子供が家庭環境や経済的理由により進学を諦めないでいようように、経済的支援の拡充及び定住促進のために条例を改正するもので、修業年限2年以上の専修学校に通う学生も新たに対象とすることや、大学等の在学1年につき貸与額を36万円とするなど奨学生に対する支援拡充や卒業後に市内に居住する場合の返還の免除規定を新たに設

けるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 57 号議案に対する報告を求めます。朝長福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕

第 57 号議案 武雄市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の改正は、主に放課後児童クラブの事業運営の安定化を図っていくために利用料を見直すもので、児童 1 人当たりの利用料を月額 4,000 円にするなどの引上げを行うとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 58 号議案に対する報告を求めます。朝長福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕

第 58 号議案 武雄市印鑑条例の一部を改正する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の改正は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関わる法律の一部改正等に伴うもので、登録証がなくても、マイナンバーカードや運転免許証などの顔写真つきの公的な証明書にて本人と確認できれば、証明書の交付申請ができるようになるなどの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 59 号議案に対する報告を求めます。朝長福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕

第 59 号議案 武雄市手数料条例の一部を改正する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の改正は、第 58 号議案と同様、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴うもので、スマートフォンを利用して印鑑証明をコンビニにて交付をする際の手数料の規定について、多機能端末の定義を整理するためとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 64 号議案に対する報告を求めます。朝長福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕

第 64 号議案 令和 5 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入・歳出予算にそれぞれ 3,886 万 9,000 円を追加し、総額 60 億 3,247 万 1,000 円とするものでした。

歳入では、前年度の繰越金 3,886 万 9,000 円を受入れ、歳出の主なものとして、産休代替の会計年度任用職員の報酬及び通勤の費用弁償の計 42 万 8,000 円や、令和 4 年度の普通交付金額の確定による返還金 863 万 4,000 円を計上しているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 65 号議案に対する報告を求めます。朝長福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕

第 65 号議案 令和 5 年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ 287 万円を追加し、総額 7 億 6,569 万 7,000 円と

するものでした。

歳入では、前年度の繰越金 287 万 4,000 円を受入れ、歳出では、繰越金として受け入れた額の中に後期高齢者医療広域連合への令和 4 年度分の負担金が含まれるため、同連合に納付する 280 万 4,000 円を計上し、残る 6 万 6,000 円を一般会計への繰出金として計上しているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 56 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 56 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 56 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 57 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 57 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 57 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 58 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 58 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 58 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 59 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 59 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 59 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 64 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 64 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 64 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 65 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 65 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 65 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 12～第 15 第 60 号議案～第 67 号議案

日程第 12. 第 60 号議案 武雄市下水道条例及び武雄市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例から日程第 15. 第 67 号議案 令和 5 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 1 回）までを一括議題といたします。

以上の 4 議案は産業建設常任委員会に付託しておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、産業建設常任委員長の報告を求めます。

まず初めに、第 60 号議案に対する報告を求めます。豊村産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 60 号議案 武雄市下水道条例及び武雄市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、令和 5 年 10 月からのインボイス制度の導入に伴い、公共下水道の加入金、農業集落排水処理施設の加入金の額が税込み価格であることを明示するものとの説明を受けました。

公共下水道及び農業集落排水事業の加入金 15 万円については、これまで消費税を内税として取り扱っており、インボイス制度の開始に伴い、消費税額を明確化するために条例の改正を行うもので、消費税を含む加入金 15 万円の変更はないとのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 61 号議案に対する報告を求めます。豊村産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 61 号議案 令和 4 年度武雄市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、審査の経過と結果を申し上げます。

令和 4 年度決算により、当年度未処分利益剰余金は 5 億 5,485 万 3,995 円となっており、そのうち、3 億 6,315 万 4,572 円を資本的収支の不足額に充てる必要があるため、減債積立金に積み立て、1 億 7,980 万 3,088 円を資本金に組み入れるものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 66 号議案に対する報告を求めます。豊村産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 66 号議案 令和 5 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 1 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 5 億 7,378 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 294 億 5,194 万 3,000 円とするものでした。

主なものとして、1 款 1 項 1 目．競輪事務費の 14 節．工事請負費では、選手宿舍空調設備改修工事費 3,147 万 1,000 円、24 節．積立金では、競輪事業基金に 1 億円、競輪施設整備

基金に3億円の積立てを行うものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第67号議案に対する報告を求めます。豊村産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第67号議案 令和5年度武雄市下水道事業会計補正予算（第1回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

市営浄化槽の設備に活用している令和5年度循環型社会形成推進交付金について、今年度の内示額が4,247万3,000円となり、2,473万7,000円の減額となったため、1款4項1目の国庫補助金を減額し、その減額分を1款1項1目の企業債で対応するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決につきましては議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第60号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第60号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第60号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第61号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第61号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 61 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 66 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 66 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 66 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 67 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 67 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 67 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 16 第 63 号議案

日程第 16. 第 63 号議案 令和 5 年度武雄市一般会計補正予算（第 6 回）を議題といたします。

本案は各所管の常任委員会に分割付託しておりましたので、最初に、総務常任委員長に、その審査の経過並びに結果について報告を求めます。池田総務常任委員長

○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 63 号議案 令和 5 年度武雄市一般会計補正予算（第 6 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、2 款 1 項 5 目 12 節. 委託料では、スマートフォンやインターネット等の利用に慣れていない、上手くできない方々の格差対策のため、各町公民館を会場にしたスマホ講座や、市内ショッピングセンターでのオンラインでのスマホ相談、スマートフォンやインターネットの利用などについて助言や活用ができる人材育成を行うための予算が計上されておりました。

委員からは、スマホ講座の対象者について質問があり、執行部からは、どなたでも利用可能との回答がありました。

また、そのほか2款5項3目．県議選挙費では、本年4月9日に執行されました県議会議員選挙費の精算による減額などが計上されておりました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。朝長福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第63号議案 令和5年度武雄市一般会計補正予算（第6回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、2款4項1目．戸籍住民基本台帳費61万3,000円は、市庁舎1階にマイナンバーカードを使って各種証明書が取得できる多機能端末の導入に必要な費用であるとの説明を受けました。

また、10款5項5目．文化振興費2,931万6,000円は、文化会館の一番西側にある勤労青少年ホーム棟を仮設の武雄公民館として使用するための各部屋へのエアコン設置や建具改修、照明追加などの改修工事及び塚崎の大楠下にある既存家屋を仮設の倉庫として使用するための改修費であるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。豊村産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第63号議案 令和5年度武雄市一般会計補正予算（第6回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとしては、6款1項4目の畜産業費では、配合飼料の価格高騰などにより経営が圧迫されている畜産農家に対し支援を行う配合飼料価格高騰緊急対策事業費補助金として、1,338万6,000円が計上されておりました。この事業の歳入は、全額が新型コロナウイルス感染症対応地域創生臨時交付金との説明を受けました。

7款1項2目．商工振興費の12節．委託料、キャッシュレス決済普及業務委託料757万5,000円は、インバウンド対策の強化として、市内の飲食業、小売業、観光関連サービス業

をされている約 600 の事業者に対し、キャッシュレス決済の導入を促すための費用との説明を受けました。

また、その他に観光案内の多言語に対応するための QR コードの印刷費などが計上されていました。

8 款の土木費では、6 月 28 日から 7 月 3 日の大雨により被害のあった共同利用墓地及び境内地の復旧工事に対する補助金、里道の復旧工事に対する補助金のほか、同じく大雨により被害のあった急傾斜地や崖地、道路及び河川の復旧工事に要する費用が計上されていました。

また、8 款 5 項 1 目、住宅管理費の市営第 2 山下住宅外壁改修工事費は、工事前点検により、見えない部分の補修が必要な箇所が多数発見されたため、今回 1,200 万円の増額をお願いしているものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 63 号議案を採決いたします。

本案に対する各所管の常任委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 63 号議案は各所管の常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第 17～第 25 第 68 号議案～第 76 号議案

日程第 17、第 68 号議案 令和 4 年度武雄市一般会計決算認定についてから日程第 25、第 76 号議案 令和 4 年度武雄市下水道事業会計決算認定についてまでの 9 議案を一括議題といたします。

審査終了に基づく決算審査特別委員長の審査の過程並びに結果について報告を求めます。
松尾決算審査特別委員長

○決算審査特別委員長（松尾初秋君）〔登壇〕

おはようございます。決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

本特別委員会に付託されました第 68 号議案 令和 4 年度武雄市一般会計決算認定についてから第 76 号議案 令和 4 年度武雄市下水道事業会計決算認定についてまでの 9 議案については、令和 5 年 9 月 26 日から 10 月 2 日までにわたり慎重に審査をいたしました。

審査につきましては第 1 分科会から第 3 分科会を設置し、各分科会で審査、討論、採決が行われたものを最終的に特別委員会で報告を受け、審査報告書を作成いたしました。

審査の過程において、歳入歳出とも多くの質疑がなされ、各委員からは事業の推進に当たって、目まぐるしく変化する社会情勢や激甚化する自然災害など、多くの課題に対応すべく、議会と連携をさらに図りながら、中・長期的な展望に基づいて計画的に行われるように努められたい。

物品発注、業務委託、工事等については、透明性を確保した上で、特に問題がなければ地元の業者を優先されたいなど、いろいろな意見が出され、特別委員会として、執行部に対する意見書は別紙のとおり決算審査意見書として取りまとめました。

審査の結果、第 68 号議案 令和 4 年度武雄市一般会計決算認定については賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

また、その他の議案、第 69 号議案 令和 4 年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定についてから第 76 号議案 令和 4 年度武雄市下水道事業会計決算認定についてまでの 8 議案は、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、報告申し上げます。

○議長（吉川里己君）

ただいまの特別委員長報告は、昨日の特別委員会における各分科会の意見の取りまとめでございますので、特別委員長報告に対する質疑は省略をいたします。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとに行います。

最初に、第 68 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

20 番 江原議員

○20 番（江原一雄君）〔登壇〕

第 68 号議案 令和 4 年度武雄市一般会計決算認定について、反対の討論を申し上げます。

令和 4 年度の歳入総額は 313 億 5,350 万 1,085 円、一般会計歳出総額は 297 億 1,075 万 6,909 円となっています。差引き総額、残額は 16 億 4,274 万 4,176 円となっています。

決算認定に当たって反対の第 1 は、令和 3 年度に発覚したふるさと納税の取組で、業務委託会社大平商会による返礼品発送の 2 万 6,847 件が遅延する大問題が発生いたしました。

これにより、武雄市はふるさと納税に対してダメージを受けたのではないのでしょうか。

これにより、令和 4 年当初予算で 4 億円の予算を組んだのですが、1 億 7,634 万 1,440 円の寄附金となり、県内 20 市町で最低の寄附額であります。

前年度、令和2年度のふるさと納税も大打撃を受け、武雄市は令和3年8月末をもって大平商会との業務委託契約を解除しましたが、影響は大きく、令和3年度のふるさと納税の寄附額は1億7,391万4,570円でした。

令和3年度の当初予算は12億円を見込んでいたわけであります。減額を10億3,000万円もする羽目に、昨年なったのであります。

令和4年度の当初予算4億円を予算措置したのは、まさに大問題であったと指摘するものであり、予算編成の見通しが甘かったのではありませんか。

そして市長は、令和3年度のふるさと納税の返礼品の遅延を起こした方々全てに、職員一丸となって信頼回復に努めますと、特別委員会の中で表明をされていました。

9月28日現在、寄附金の返還希望が2,904件、代替品対応件数が2万3,824件、返礼品受け取り辞退が32件、損害賠償支払いが1件です。びっくりしたのは、継続対応中が86件で49名となっています。

事実上、まだ被害を受けた方々は、100%解決していません。武雄市のふるさと納税の取組に対して、信頼が回復していると言えません。100%、返礼品の遅延問題の解決を強く求めるものであります。

認定反対の第2は、防災情報システム契約案件を議決不要としたことを、令和4年11月18日、佐賀地裁は、議会の議決は必要と判決を下しました。

地方自治法と市の条例違反として、原告勝訴。小松政市長は、4億548万6,620円の賠償責任が問われました。

佐賀地裁は市の条例、武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に違反していることを認める判決であり、市長が、判決を不服として福岡高裁に控訴されましたが、この高裁の判決文には、佐賀地裁の判決の争点部分は全て認める判決が下されました。

このことは、市長自身、法と条例を遵守することが、市政の責任者として厳しく問われたのではありませんか。

しかしながら、この問題は終わっていません。

問題は、議決を経ずに契約を結ぶという判断を、誰が何の目的で行ったのかという点であります。明らかにしなければならない課題であります。

認定反対の第3に、2款4項1目12節、窓口業務委託料4,415万1,285円の支出に反対です。

認定反対の第4に、同じ費目で、マイナンバーカード申請業務に関わることで国からの補助金、マイナンバーカード交付事業費補助金2,270万7,000円や、マイナポイント事業費補助金213万7,000円の交付がされており、国民、市民に、マイナンバーカードの取得に躍起であります。

そして、市民の命綱の国民健康保険証の廃止が来年秋、強行されようとしています。

市民は今までどおり、健康保険証の存続を強く国に対して求めるものであります。

その立場で市長は、要求すべきではありませんか。

認定反対の第5に、10款5項4目12節. 図書館・歴史資料館指定管理料1億7,803万円の支出であります。

令和3年度同様、指定管理者が使用している面積の費用負担448万255円は減額すべきではありません。100%の896万510円を使用料として請求すべきであります。

最後に、認定反対の第6に、教育費の中の花まる関係経費の支出に反対です。

特色ある新しい学校づくりは中止すべきであるとして、令和4年度決算認定に対して認定し難いとして、反対の討論といたします。

○議長（吉川里己君）

8番豊村議員

○8番（豊村貴司君）〔登壇〕

賛成の立場で討論を行います。

江原議員からありました。決算認定の審査に関わる部分について、中であつた、ふるさと納税の分について討論を行います。

江原議員からは、前年度の2倍の予算を立てて減額補正に至つたと、その点を問題視されたような形での討論があつたのですが、執行部からの説明では、これまで武雄市としてふるさと納税に関して、ふるさと納税のホームページ、サイトですね、インターネットサイト4つのサイトを活用していたんですが、それまでは1つのサイトを中心に商品掲載等を行つていたと。それを、1つだけではなく、ほかもしていたんですが、1つのところを中心に行つていたと。

それを4つのサイトにそれぞれしっかりと、1つのサイトだけの商品ではなく、4つのサイト全てにおいて、しっかりと商品掲載、返礼品の掲載をし、拡充を図っていく、そういうふうな努力を行われて、事業の方針を立てて、予算規模も前年度の2倍という想定をされてのことでありました。そういった計画があつての予算計上であつたと。

減額に関しては、結果であるというふうなところでありまして、決算認定としては何ら問題ないものと考えているところであります。

よって、皆さんの賛成の御同意をよろしくお願いいたします。

○議長（吉川里己君）

ほかに討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第68号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第 68 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 69 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 69 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 69 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 70 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 70 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 70 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 71 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 71 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 71 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 72 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 72 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 72 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 73 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 73 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 73 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 74 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 74 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 74 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 75 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 75 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 75 号議案は特別委員長の報告のとおり認定すること

に決しました。

次に、第 76 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 76 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 76 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第 26 諮問第 2 号

日程第 26. 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。小松市長

○小松市長〔登壇〕

おはようございます。諮問第 2 号の人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本年 12 月 31 日をもって井上和則氏の任期が満了し、人権擁護委員を退任されることに伴い、その後任として新たに、浦泰孝氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき議会の御意見を求めるものでございます。

候補者の経歴につきましては、添付しております資料のとおりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉川里己君）

本案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

20 番江原議員

○20 番（江原一雄君）〔登壇〕

今朝来て、諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について、提出議案を見たわけですが、びっくりです。

この人権擁護委員の手続は、どのような手続で提出されているかお伺いします。

○議長（吉川里己君）

秋月総務部長

○秋月総務部長〔登壇〕

おはようございます。人権擁護委員の任期に伴って、その手続については、武雄市の中の人権擁護委員がいらっしゃいますけれども、そのエリアの中で推薦をしていただくような形になっております。

推薦に当たっては地域のほうからの意見等も勘案されております。

○議長（吉川里己君）

20番江原議員

○20番（江原一雄君）〔登壇〕

総務部長の答弁で、地域のと言いましたが、地域とは何ですか、どこですか。どういう形式ですか。

○議長（吉川里己君）

秋月総務部長

○秋月総務部長〔登壇〕

地域と申しますのは、特に区長さんたちになります。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。（発言する者あり）

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

〔20番 退席〕

お諮りいたします。諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を市長に答申したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第2号、すなわち浦泰孝氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決しました。

〔20番 着席〕

日程第27 議提第2号

日程第27. 議提第2号 武雄市議会基本条例を議題といたします。

提出者から説明を求めます。9番上田議員

○9番（上田雄一君）〔登壇〕

議提第2号 武雄市議会基本条例について、提案理由を申し上げます。

二元代表制の一翼を担う武雄市議会として、住民の負託に応えるため、変容する社会の中

で、地方自治における議会の役割を果たすべく取り組むため、条例を制定するものであります。

本条例は全6章、21条で構成をされております。

施行日は公布の日としております。

以上、提案の理由とさせていただきます。

○議長（吉川里己君）

提出者に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより議提第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議提第2号は原案のとおり可決されました。

日程第28 閉会中継続調査申出について

日程第28. 閉会中継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第111条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長並びに議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長宛てに提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出の調査中の事件につきましては、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたします。

これをもって、令和5年9月武雄市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 11時03分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

武雄市議会 議長 吉川里己

〃 副議長 松尾初秋

〃 議員 山崎 健

〃 議員 江口康成

〃 議員 豊村貴司

会議録調製者 川久保和幸

(2) 令和5年7月14日

繫昌公民館前交差点に信号機の設置について

| | | |
|-----------|--------|------|
| 武雄市朝日町繫昌区 | 区 長 | 福田正人 |
| | 区長代理 | 丸田一昭 |
| | 自治公民館長 | 橋口省平 |
| | 峠組長 | 山北悟 |
| | 戸坂組長 | 辻真盛 |
| | 焼美濃組長 | 山口茂樹 |
| | 山留原組長 | 野田和久 |
| | 下古賀組長 | 福田宏 |

(3) 令和5年7月25日

「部落差別解消推進法」及び「新しい佐賀県人権条例」に基づく
条例の制定・改正を求める要請書

部落解放・人権政策確立要求佐賀県実行委員会

会 長 大野敬一郎

(4) 令和5年8月3日

高速道路建設・整備促進等に関する要望書

全国高速自動車道市議会協議会

会 長 石橋 浩人

(相馬市議会議長)

(5) 令和5年8月28日

令和6年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い

公益社団法人 日本理科教育振興協会

会 長 大久保 昇